

平成 28 年度地域政策研究センター地域協働研究
教員提案型【前期】募集要領

1 募集期間

平成 28 年 3 月 7 日（月）から平成 28 年 4 月 11 日（月）まで

2 応募資格

公立大学法人岩手県立大学の専任教員（当該教員を代表者とする研究チームを含む。）

3 募集する研究分野等

(1) 研究対象

学内教員と地域団体等（県・市町村等の公共団体、地域団体、NPO 等）との協働により行うもので、地域課題等を解決するための研究を対象とする。

なお、民間企業と協働で行う研究については、地域課題の解決に資する研究のみを対象とする。

東日本大震災の発災からすでに 5 年が経過しようとしているが、新たな課題も顕在化していることから、「震災復興研究」については今後も継続的・重点的に実施するものとする。

※地域協働研究で対象としない研究のイメージは、原則として次の通り。

- (1) 機器や制御ソフト等、ハードウェア、ソフトウェアを問わず、ものづくりに関わる要素技術、または、製品そのものの研究開発を目的とするもの。
- (2) 社会システムづくりに関して提案のない、情報システムの構築のみを目的とするもの。
- (3) 調査、データ収集や測定のみを実施するような、課題解決の取り組みに乏しいもの。
- (4) 研究成果や開発した商品の自社販売を目的としているなど、私企業のみが恩恵にあずかるようなもの。

(2) 研究スタンス

① 研究成果実装活動：これまでの研究成果で得られた社会技術を地域に実装するための活動

② 課題解決型研究：地域課題の解決策を見出すための研究

③ 可視化・構造化研究：地域の現状を客観的に分析し、課題等を可視化・構造化するための研究

(3) 研究区分

研究区分は、「震災復興^{※1} 研究」及び「一般課題^{※2} 研究」の 2 区分とし、いずれの区分についても、地域団体等の研究パートナーが必要であること。

なお、上記 2 区分は一元的に募集及び審査を行うものであること。

おって、「震災復興研究」については重要課題であることから、採択にあたっては配点を厚くする等の配慮を行うこと。

※ 1 震災復興：東日本大震災津波により生じた課題で、復興に資する研究をいう。なお、「震災復興研究」に該当する課題かどうかは、申請者の判断を基本とするが、企画運営委員会において以下の基準によりその適否を判断するものとする。(① 岩手県をフィールドとしていること。
② 研究の成果が復興に役立つ（還元される）ものであること。)

※ 2 一般課題：「医療・看護・福祉」、「産業・経済・雇用」、「子どもたちや若者の育成」、「環境・資源・生活科学」、「安全・安心」、「地域社会・コミュニティ・文化」、「情報技術」等の課題で、震災復興に直接関係しない分野の課題を「一般課題」という。

4 研究期間及び研究費の額

- (1) 研究期間 平成 29 年 3 月末までとする。

※ただし、本学の複数の学部が連携して取り組む学際的な研究については、最大で平成 30 年 3 月まで延長できるものとする。

- (2) 研究費の総額

① 2 区分の合計で 5,500 千円程度を予定していること。

② 研究費は 1 件あたり 500 千円以内とする。なお、応募状況によっては金額の調整を行う場合もあること。ただし、本学の複数の学部が連携して取り組む学際的な研究については、1 件あたり 1,500 千円以内とする。

5 審査

応募のあった研究については、地域政策研究センター企画運営委員会委員の採点等を踏まえ、研究審査・評価委員会により採択を行う。

6 審査の観点

震災復興研究、一般課題研究ともに、「必要性・重要性」、「独創性・優位性」、「研究手法の妥当性・実現可能性」、「資金計画の妥当性」および「地域への効果」の観点により審査する。

なお、震災復興研究については、「必要性・重要性」及び「地域への効果」を加点する等により調整する。

7 応募方法

上記の募集期間内に、別添「平成 28 年度地域政策研究センター研究計画書」に所定事項を入力の上、次の担当者に E-mail により提出すること。

【提出先】事務局 地域連携室 コーディネーター 上野山英克 (uenoyama@ipu-office.iwaterpu.ac.jp)

8 採否の通知及び研究費の配分

- (1) 採否については、地域政策研究センター研究審査・評価委員会における審査の後、地域政策研究センター長から応募者あて通知すること。
- (2) 研究費の配分は、平成 28 年 5 月を予定していること。

9 その他

- (1) 研究採択後の手続等については、公立大学法人岩手県立大学学術研究費交付規程（平成 17 年 4 月 28 日規程第 92 号）における、全学研究費の取扱いによること。
- (2) 研究推進のため、地域政策研究センターのスペースをミーティング等に活用できること。
- (3) 研究過程で実施するイベント等を地域に広く周知するため、地域政策研究センターより情報発信に係る支援を受けることができるここと。
- (4) 学内外を対象とした報告会等を予定しており、報告、資料提出等の対応が必要となること。
- (5) 地域政策研究センターにおいて報告集等を発行する予定であることから、研究終了後において研究成果の論文の提出が必要となること。